

本報告書は、航空法第 111 条の 6 並びにこれに基づく航空法施行規則第 221 条の 5 及び第 221 条の 6 に基づいて作成いたしました。

1 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項(規則第 221 条の 6 第 1 号)

中日本航空(株)は名鉄グループの一員として「名鉄グループ企業倫理基本方針」に従い、自らの役割と責任を明確にして行動します。

基本原則

1. ルールの遵守(法令遵守の徹底)
2. 安全の確保
3. 公正な事業活動
4. 積極的なコミュニケーション活動
5. 人と社会の尊重

上記の 5 つを基本原則とし、前例や既成概念にとらわれることなく、オープンで風通しの良い企業風土を築き上げます。

安全方針

中日本航空(株)のすべての役員・従業員は「安全方針」に従い行動します。

1. 全ての社員は、安全運航確保が事業発展の基礎であると認識し、積極的に不安全要因を取り除く努力をする。
2. 全ての社員は、安全に係る法令・規定をよく理解し遵守するとともに、業務を行う中で不明な点があれば上司に相談し、その指示に従って適正に処置する。
3. 全ての社員は、運航の安全に関する状況把握に努め、安全に影響する情報はもれなく速やかに伝達する。
4. 全ての社員は、安全に関する情報を自らへの警告と受け止め、迅速に安全確保に必要な処置を行う。
5. 全ての社員は、ヒューマン・エラーを起こす可能性があるものと自覚し、常に安全の基本を確認して職務を遂行する。

安全目標

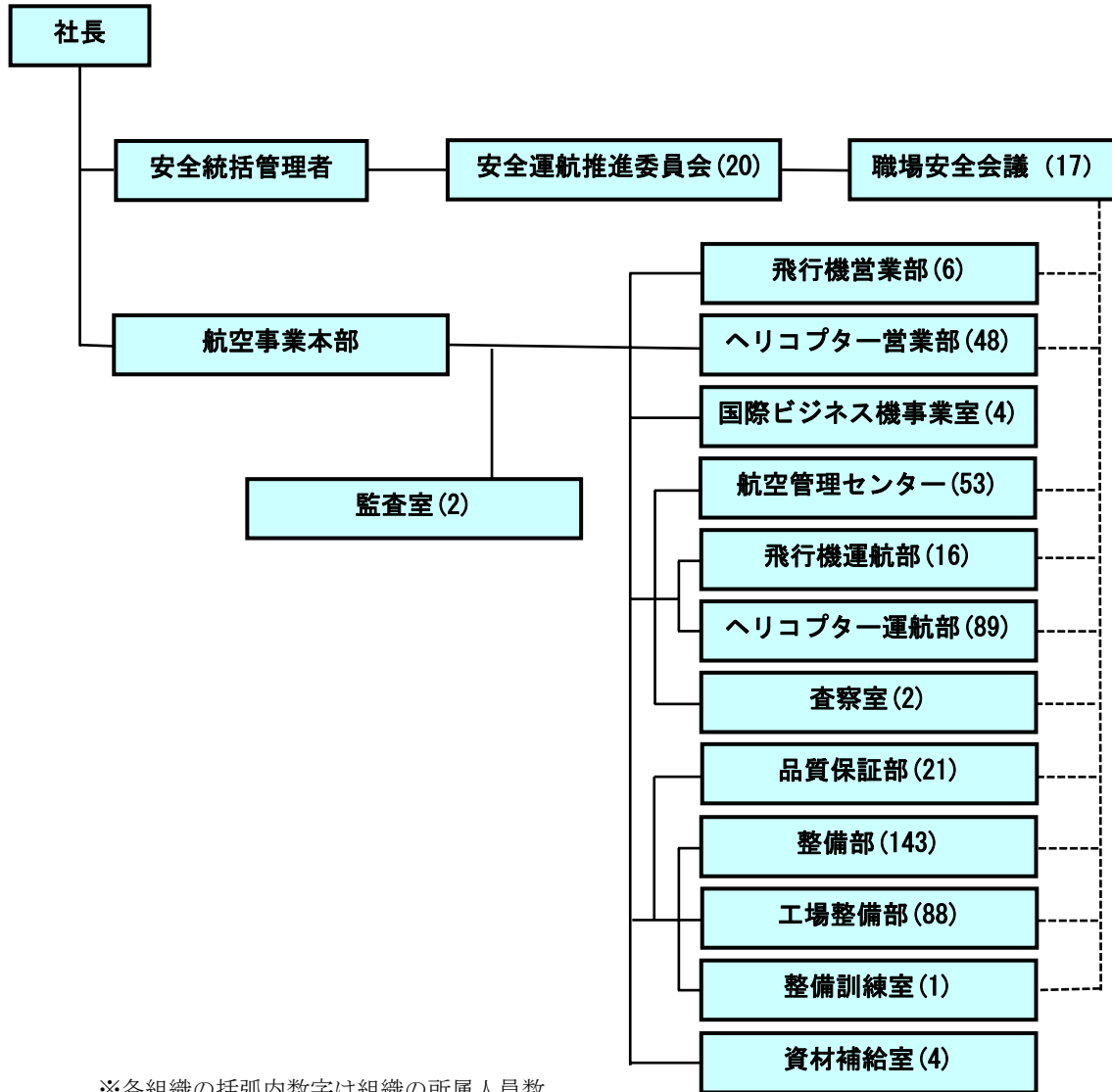
2011年度は以下の安全目標を定めて、目標を達成するために力を尽くしております。

1. 経営トップの「安全方針」を、全社員共通の行動基準として周知し浸透させる。
2. 安全マネジメントシステム活動を積極的に推進し、安全レベルの継続的改善を図る。
3. JA3902の事故対策を着実に実行する。また、過去の重大不具合の対策状況を見直し徹底を図る。

2 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項（規則第 221 条の 6 第 2 号）

(1) 安全確保に関する組織及び人員に関する情報

ア 全体組織及び安全確保に関する組織の組織図



※各組織の括弧内数字は組織の所属人員数

イ 各組織の機能・役割の概要

安全運航推進委員会： 社長直属の安全運航推進委員会を設置し、事業を安全に実施することができる体制になっています。安全運航推進委員会では「安全情報誌」を毎月発行して安全意識の高揚を図っています。

職場安全会議： 現場のメンバーが安全について話し合う会議です。経営管理部門と現場の情報伝達の機能を有しています。

運航部門： 運航部門は航空管理センター、飛行機運航部、ヘリコプター運航部及び査察室の4部署、160名で構成されています。

整備部門： 整備部門は品質保証部、整備部、工場整備部、整備訓練室、資材補給室の5部署、257名で構成されています。

ウ 航空機乗組員、客室乗務員及び整備従事者の数

航空機乗組員 : 105名
客室乗務員 : 0名
整備従事者 : 226名

エ 運航管理者の数及び整備従事者のうち有資格整備士の数

運航管理従事者 : 47名
有資格整備士 : 176名

(2) 日常運航の支援体制

ア 定期訓練及び審査の内容

航空機乗組員

運航に必要な知識及び能力を維持向上させるために1年に1回の定期訓練を実施しています。また、1年に1回定期審査を受け、これに合格しなければ機長として乗務することができません。

「運航規程審査要領：空航第 58 号」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可審査要領（安全関係）：空航第 69 号、空機第 68 号」により定められています。これらの規程については、国土交通省航空局ホームページをご覧ください。

整備従事者

整備に携わる者全員が2年毎に定期訓練を受講し、安全情報、技術情報などを取得します。

「整備規程審査要領：空機第 73 号」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可審査要領（安全関係）：空航第 69 号、空機第 68 号」により定められています。これらの規程については、国土交通省航空局ホームページをご覧ください。

運航管理者等

運航管理者及び運航管理担当者等は1年に1回、運航所に勤務する運航管理補助者は2年に1回の定期訓練を受講し、運航の安全確保を図るため必要な知識及び技能の維持向上を図っています。

「運航規程審査要領：空航第 58 号」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可審査要領（安全関係）：空航第 69 号、空機第 68 号」により定められています。これらの規程については、国土交通省航空局ホームページをご覧ください。

イ 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制

運航管理担当者は運航管理補助者等を通じ、運航状況を常に把握し、気象状況、飛行区域に関する航空交通情報等を提供する等、必要な援助を行います。飛行後に機長から運航状況の提供を受け、その内容を分析し、報告書作成等の必要な措置を行います。

安全運航担当を指名し、「機長報告」「ヒヤリ・ハット報告」等の報告を通じ、運航状況の把握に努め、これを分析して関係者に通知します。

整備部門においては、整備部技術検査課が問題点の把握等を行い、必要に応じて整備規程に定められた手順に従い、技術通報等を発行して周知させます。

ウ 安全に関する社内啓発活動等の取組み

社長直属の安全運航推進委員会が航空安全週間、航空安全に関する講演会等を主催するとともに、委員会を毎月開催しています。また安全情報誌を毎月発行し安全に関する社内啓発に役立てています。

(3) 使用している航空機に関する情報 (平成23年2月末現在)

飛行機		機数合計：15機		平均機齢：25年		
機種	機数	座席数	平均年間飛行時間	導入開始年	平均機齢	
セスナ式 C172	5	3	175	1986年	29	
セスナ式 C206	1	5	279	1979年	32	
セスナ式 C303	1	5	144	1997年	29	
セスナ式 C404	1	9	96	1985年	34	
セスナ式 C208	3	9	240	1992年	12	
ビーチクラフト式 B200	2	9	316	1999年	17	
セスナ式 C560	2	8	374	1998年	21	

ヘリコプター		機数合計：59機		平均機齢：17年		
機種	機数	座席数	平均年間飛行時間	導入開始	平均機齢	
ベル式 B206B	6	4	148	1977年	27	
アエロスパシアル式 AS350	16	5	191	1983年	21	
MDヘリコプターズ式 MD369	3	4	226	2002年	21	
アエロスパシアル式 AS355	7	5	109	1990年	20	
ベル式 B430	6	9	205	1997年	10	
ユーロコプター式 EC135	14	7	141	2000年	6	
アエロスパシアル式 AS365	1	13	243	2009年	3	
ベル式 B412	1	14	192	1995年	16	
富士ベル式 FB204B-2	2	9	385	1977年	26	
アエロスパシアル式 AS332	3	25	468	1988年	22	

(4) 運航状況に関する情報

当該事業年度における保有機種別の輸送実績については、路線を定めて運航していないため、省略します。

3 法第111条の4の規定に基づく報告に関する事項（規則第221条の6第3号）

(1) 法第111条の4に規定する「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」（事故、重大インシデント及びその他の安全上のトラブル）の発生状況

ア 総件数：2件

イ 主要な事態（安全上の重大性や社会的反響が大きかった事態）

の概要及び対応状況：

- ① セスナ式TU206G型の北海道松前郡における空輸中の航空事故の概要と対策は以下のとおりです。

弊社所属のJA3902 (CessnaTU206G) は平成22年7月28日午前8時49分に新潟空港を離陸し、丘珠空港へ空輸中、同日午前10時39分頃に北海道上磯郡知内町付近で消息不明になり、同7月30日午前11時46分頃北海道松前郡福島町岩部付近で墜落しているのが発見されました。同機には、機長及びカメラマンが搭乗していましたが、2名とも死亡しました。

直ちに、国土交通省運輸安全委員会による航空事故調査が開始され、現在も継続中です。

社内においても、社内事故調査委員会を立ち上げ、事故調査を進めてまいりました。平成23年2月24日付で社内事故調査結果及び再発防止策について報告書を取り纏め、以下の再発防止策を実施しております。

- ・操縦士に対する安全教育の改善。
- ・運航可否は機長の個人裁量を抑えて、組織全体で支援できる体制とする。
- ・運航支援、運航監視体制について改善する。

- ② セスナ式C560型の高度セレクター設定ミス及び高度逸脱に伴うTCAS-RAの作動の概要と対策は以下のとおりです。

弊社所属のJA120N (Cessna C560) は平成22年9月24日15時47分ごろ高知空港から札幌飛行場へ空輸中、函館VOR南西25NMで管制指示高度31,000Ftを30,000Ftにセットして降下し、TCAS-RAが1秒間作動しました。

本不具合に対して以下の再発防止策を実施しました。

- ・操縦士全員に周知すると共に、2MAN Conceptについて抜本的な再構築を実施する。

ウ トラブルの種類別、機種別、国内線・国際線別の発生状況等、参考となるデータ

a 航空事故	:	1件
b 重大インシデント	:	0件
c その他安全上のトラブル	:	1件(上記アの件)

4 安全を確保するために講じた措置、講じようとした措置に関する事項(規則第221条の6第4号)

- (1) 3の航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置

前述の報告事象を参照願います。

- (2) 国から受けた事業改善命令、厳重注意その他の文書による行政処分又は行政指導を受けた場合には、これに関して講じた措置又は講じようとする措置

該当しません。

(3) (1) 及び (2) 以外に安全性向上のために講じた措置及び講じようとする措置がある場合には当該措置

- ア 運航機の更新を積極的に進めるとともに、更新にあたっては TCAD (空中衝突警告装置)・GPS 受信機等の安全装備の充実を図っています。
- イ 全国の運航を一元的に管理することを目的として、地上側 VHF 無線設備については広空域型装置の導入を進めており、静岡県上空をカバーする無線設備の充実を図っています。
- ウ 航空部門について定期的に内部監査を行い、不具合要因の発見と是正に努めています。
- エ CRM (クルー・リソース・マネジメント) 訓練の拡充を図っています。
- オ 整備士及び操縦士を逐次海外のメーカー等に派遣し、海外訓練を進め、安全と技術力の向上を図っています。

(4) 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組みの実施状況、安全上のトラブルの発生状況等を踏まえた、当該事業年度における自社の輸送の安全の状況に関する総括的な評価

2010 年度については、まことに残念ながら航空事故を発生させてしまいました。今後は更なる安全対策を策定し、二度と航空機事故を発生させないよう再発防止対策を着実に実行してまいります。

(5) 安全報告書の対象事業年度における全社的な安全目標、安全に関する各部門における具体的な取組み目標等の事項

1. 航空安全週間

毎年 5 月 19 日を含む 1 週間を「中日本航空 航空安全週間」と指定し、安全行動へのモチベーションを高めることを目指した活動を行っている。

2. 安全講演会の開催

毎年社外有識者による講話を聴講して安全意識の高揚を図っている。

3. 安全巡視

年 2 回社長による安全巡視を行い、現場の安全状態の点検を行っています。

4. 「安全運航標語」「安全運航ポスター」の募集

安全に対する意識向上を目的として、社員の家族も含め「安全運航標語」「安全運航ポスター」を募集し、社内に掲示しています。

－以上－